

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和6年12月20日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年12月20日

北陸地方整備局長 高松 諭

- | 1 道路の種類及び路線名 | 占 用 を 制 限 す る 区 域 | 図面縦覧場所 |
|----------------|--|------------------------|
| 一般国道116号 | 新潟市西区山田字中道下の西1017番2 から
同市西区山田字西下川原2030番8 まで | 北陸地方整備局及び
同局新潟国道事務所 |
| | 新潟市西区山田字西下川原2030番8 から
同市西区山田字堤付2522番3 まで | |
| 2 制限の対象とする占用物件 | 上記区域において、占用の制限の開始の期日として道路管理者が道路法第37条第3項に基づく公示をする日より前になされた、同法第32条第1項若しくは第3項の規定に基づく許可又は同法第35条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱 | |
| 3 占用を制限する理由 | 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。 | |
| 4 占用の制限の開始の期日 | 令和12年4月1日 | |

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第３７条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第３項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和６年１２月２０日から２週間一般の縦覧に供する。

令和６年１２月２０日

北陸地方整備局長 高松 諭

１ 道路の種類及び路線名 占 用 を 制 限 す る 区 域

一般国道１１６号 新潟市西区山田字堤付２５２２番３ から
同市中央区美咲町１丁目１７９６番１２５ まで

図面縦覧場所

北陸地方整備局及び
同局新潟国道事務所

２ 制限の対象とする占用物件

上記区域において、占用の制限の開始の期日として道路管理者が道路法第３７条第３項に基づく公示をする日より前になされた、同法第３２条第１項若しくは第３項の規定に基づく許可又は同法第３５条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱

３ 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

４ 占用の制限の開始の期日 令和１６年１２月１日

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第３７条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第３項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和６年１２月２０日から２週間一般の縦覧に供する。

令和６年１２月２０日

北陸地方整備局長 高松 諭

１ 道路の種類及び路線名 占 用 を 制 限 す る 区 域

一般国道１１６号 新潟市中央区美咲町１丁目６６４番６９５ から
同市中央区新光町４番１ まで

図面縦覧場所

北陸地方整備局及び
同局新潟国道事務所

２ 制限の対象とする占用物件

上記区域において、占用の制限の開始の期日として道路管理者が道路法第３７条第３項に基づく公示をする日より前になされた、同法第３２条第１項若しくは第３項の規定に基づく許可又は同法第３５条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱

３ 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

４ 占用の制限の開始の期日 令和１５年４月１日

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第３７条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第３項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和６年１２月２０日から２週間一般の縦覧に供する。

令和６年１２月２０日

北陸地方整備局長 高松 諭

１ 道路の種類及び路線名 占 用 を 制 限 す る 区 域

一般国道４１号

富山市蜷川２０６番１から

同市黒崎字寺田割３８２番９まで

図面縦覧場所

北陸地方整備局及び

同局富山河川国道事務所

２ 制限の対象とする占用物件

上記区域において、占用の制限の開始の期日として道路管理者が道路法第３７条第３項に基づく公示をする日より前になされた、同法第３２条第１項若しくは第３項の規定に基づく許可又は同法第３５条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱

３ 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

４ 占用の制限の開始の期日 令和１６年１２月１９日

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第３７条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第３項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和６年１２月２０日から２週間一般の縦覧に供する。

令和６年１２月２０日

北陸地方整備局長 高松 諭

- １ 道路の種類及び路線名 占 用 を 制 限 す る 区 域
一般国道１５９号 金沢市田井町２０５番１ から
同市桜町７５２番 まで

図面縦覧場所
北陸地方整備局及び
同局金沢河川国道事務所

- ２ 制限の対象とする占用物件

上記区域において、占用の制限の開始の期日として道路管理者が道路法第３７条第３項に基づく公示をする日より前になされた、同法第３２条第１項若しくは第３項の規定に基づく許可又は同法第３５条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱

- ３ 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

- ４ 占用の制限の開始の期日 令和１２年４月１日

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第３７条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第３項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和６年１２月２０日から２週間一般の縦覧に供する。

令和６年１２月２０日

北陸地方整備局長 高松 諭

- １ 道路の種類及び路線名 占 用 を 制 限 す る 区 域
一般国道１５９号 金沢市桜町７５２番 から
同市扇町５５６番１ まで

図面縦覧場所
北陸地方整備局及び
同局金沢河川国道事務所

- ２ 制限の対象とする占用物件

上記区域において、占用の制限の開始の期日として道路管理者が道路法第３７条第３項に基づく公示をする日より前になされた、同法第３２条第１項若しくは第３項の規定に基づく許可又は同法第３５条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱

- ３ 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

- ４ 占用の制限の開始の期日 令和１５年４月１日

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第３７条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第３項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和６年１２月２０日から２週間一般の縦覧に供する。

令和６年１２月２０日

北陸地方整備局長 高松 諭

- １ 道路の種類及び路線名 占 用 を 制 限 す る 区 域
一般国道１５９号 金沢市博労町６１番３ から
同市下近江町６８番４ まで

図面縦覧場所
北陸地方整備局及び
同局金沢河川国道事務所

- ２ 制限の対象とする占用物件

上記区域において、占用の制限の開始の期日として道路管理者が道路法第３７条第３項に基づく公示をする日より前になされた、同法第３２条第１項若しくは第３項の規定に基づく許可又は同法第３５条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱

- ３ 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

- ４ 占用の制限の開始の期日 令和１１年４月１日